

令和2年規程第1号

佐賀県医療センター好生館看護学院規程

(設置)

第1条 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）に基づき助産師又は看護師となるとする者に対し、臨床現場の知見を活用した質の高い看護教育を行い、看護の専門職業人として佐賀県に貢献しうる有能な人材を養成することを目的として佐賀県医療センター好生館看護学院（以下「学院」という。）を設置する。

(位置)

第2条 学院は、佐賀市に置く。

(課程、学科、定員及び修業年限)

第3条 学院に専門課程を置く。

2 専門課程に次の表の学科の欄に掲げる学科を置き、それぞれの学科の修業年限及び学年定員は、それぞれ同表の修業年限及び学年定員の欄に定めるとおりとする。

学 科	修業年限	学年定員
助 産 学 科	1年	12人
看 護 学 科	3年	40人

(在学年限)

第4条 学生は、修業年限の2倍に相当する期間を超えて在学することはできない。

(学年及び学期)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を次の2学期に分ける。

- (1) 前期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第6条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
- (3) 次の表に掲げる夏季、冬季、春季の期間であって、学院長が指定する日

学 科	夏 季	冬 季	春 季
助 産 学 科	4週間	2週間	
看 護 学 科	5週間	2週間	2週間

2 前項の規定にかかわらず、学院長は、特に必要があると認めるときは、臨時に休業を行い、又は休業日に授業を行うことができる。

(入学することができる者)

第7条 助産学科に入学することができる者は、法第21条各号のいずれかに該当する者であつ

て、学院の入学試験に合格したものとする。

- 2 看護学科に入学することができる者は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 90 条に該当する者であって、学院の入学試験に合格したものとする。

(入学試験)

第 8 条 入学試験は、学科試験及び面接試験とする。

- 2 入学試験手数料は、1 万円とする。

(入学期)

第 9 条 学院に入学しようとする者は、別表に掲げる入学期を、入学手続の際納入しなければならない。

(授業料等)

第 10 条 学院の学生（以下「学生」という。）は、毎月分の授業料として 3 万円を、その月の 10 日までに納入しなければならない。ただし、次に定める場合は、学院長が指定する日までに納入しなければならない。

- (1) 当該月の 10 日までに授業が行なわれなかったとき。
- (2) 災害その他の特別の事由により授業料を納入することができないとき。
- 2 授業料は、授業を行なわない月にあっても納入しなければならない。
- 3 学院長の許可を受けて、引き続き 3 か月以上休学したときは、そのうち月の全日にわたって休学した月分の授業料は、徴収しない。
- 4 学生は、教育活動及び実習を行うために必要な費用として学院長が定める額（以下「教育活動費」という。）を学院長が指定する日までに納入しなければならない。

(授業料等の減免等)

第 11 条 理事長は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第 8 号。以下「修学支援法」という。）第 8 条第 1 項に規定する基準及び方法に従い、特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるものと認められる者については、同条第 2 項に規定する額の入学料及び授業料を減免することができる。

- 2 理事長は、修学支援法第 4 条に規定する学資支給金の支給が認められた者については、第 9 条及び前条の規定にかかわらず、当該学資支給金の支給があるまでの間、当該学資支給金の額の範囲内で入学料及び授業料の納入を猶予することができる。
- 3 理事長は、第 1 項に規定する者のほか、災害その他特別の事由により授業料を負担することが困難であると認めた者については、授業料の全部を免除し、又はその一部を減額することができる。

(学生寮)

第 12 条 学院に学生寮を置く。

- 2 学生は、その希望により学生寮に入寮することができる。
- 3 学生寮に入寮した者（以下「寮生」という。）は、入居料として月額 17,000 円を学院長が指定する期日までに納入しなければならない。
- 4 寮生は、入居料と別に、居室の電気使用料を学院長が指定する期日までに納入しなければならない。
- 5 学生寮の管理運営に関し、必要なことは学院長が別に定める。

(還付)

第 13 条 既納の入学試験手数料、入学期、授業料、教育活動費及び入居料は、還付しない。ただし、第 11 条第 1 項又は第 3 項の規定により授業料の全部を免除し、又はその一部を減額したときは、この限りでない。

(学校評価)

第14条 学院長は、学院の教育活動その他の学校運営の状況について自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 学院長は、前項の評価を行うに当たっては、その実情に応じ、適切な項目を設定するものとする。

3 学院長は、第1項の規定による評価の結果を踏まえた学院の学生の保護者その他の学院の関係者による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

4 学院長は、第1項の規定による評価の結果及び前項の規定により評価を行った場合はその結果を、理事長に報告するものとする。

(補則)

第15条 この規程に定めるもののほか、学院の管理に関し必要な事項は、学院長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

区分		金額
入学料	県内者	100,000円
	県外者	200,000円

備考 県内者とは次の各号のいずれかに該当する者をいい、県外者とは県内者以外の者をいう。

- (1) 入学手続を行う日の属する月の初日の1年前から引き続き県内に住所を有する者
- (2) 入学手続を行う日の属する月の初日の1年前から引き続き県内に1親等の親族が住所を有する者
- (3) その他前2号に掲げる者に準ずる者として理事長が認める者